

## 特別区財政平衡交付金制度

について

現在具体的に検討の行われている昭和二十

八年度の所謂都区財政調整問題について、七月頃より些か関係してきた係の一員として事務的に若干心付いた点を、本年三月の都議会で制定せられた「都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例」の規定を主にして、一、二備忘がわりに記してみるつもりである。

第一に、基準財政需要額についてであるが、右の条例の定めるところは、国の平衡交付金法と同じく、「測定単位の数値を規則の定める方法によつて補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を、当該特別区について合算した額」としており、問題は、

- 一、制定単位の定めかた
  - 二、単位数値のとりかたと補正の方法
  - 三、単位費用の定めかた
- の三点からそれぞれの内容を少し考察してみ

なければならぬと思ふ。

測定単位については、条例第九条に定められているが、この経費の種類と測定単位の定めかたで、果して如何なものであろうか。一応経費の種類を、地方自治法第二百八十一条及び第二百八十一条の二の規定による特別区及び特別区の機関事務に応じて羅列し、各の経費につき尤もと思料せられる測定単位を掲

げているが、測定単位は当該行政の経費が的確に捕捉し得る限りは詳細に規定するのもよいが、余りにこれを細分化することは、一般財源供与の方法である平衡交付金制度の本質を離れ、間接に各特別区の予算を拘束するような弊を生じ、ひいては負担金、補助金として交付すると同様な結果を招来するおそれがあるのではなからうか。

次で単位費用の算定についてであるが、条例には之も国の場合と等しく規定しているが、本年都の事務当局が現に行つてゐる如く

前年度の予算を基礎として計算することが、

「標準的条件を備え、合理的且つ安当な水準において、行政を行い又は施設を維持する経費」を基礎とするものであると言ひ得るであらうか。私見としては、矢張り国の場合と同じく、字義通りに、標準的な条件を備えた特別区が合理的且つ安当な水準において行政を行う場合における各経費毎のあるべき予算額を想定して、算定するのが正しいのではないかと思われる。その上で、各特別区の実態を生かすために、別途特別交付金の制度を大幅に活用すべきではなからうか。此の点は、幸い単位費用に関する条例が未だ制定せられていない今日、充分に研究を要する余地と価値のある点と思ふ。

補正の方法についても、経費の種類及び測定単位の定めかたと関連して、多少書いておく点はあるが、これはまだ規則の制定のみでないもので、何れ後日機会のあつたときにふれることにしたい。

第二は、基準財政収入額についてであるがこれについては国の場合が、地方税法による標準税率の百分の七十に相当する率をもつて収入見込額とするのに対し、都の条例は、特別区税条例による税率そのままをもつて算定

